第三十一条第三項第三号中「（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）」を削り、同条を第三十三条とする。

第三十条中「医療機関等情報化補助業務」の下に「及び支払基金連結情報提供業務」を加え、同条を第三十二条とする。

第二十九条第一項中「前条」を「第二十九条」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　厚生労働大臣は、支払基金について、支払基金連結情報提供業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

第二十九条を第三十一条とする。

第二十八条中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を「連合会」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（余裕金の運用）

第三十条　支払基金は、次の方法によるほか、支払基金連結情報提供業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二　銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。第三十三条第三項第三号において同じ。）への金銭信託で元本補塡の契約があるもの

２　厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第二十七条第一項中「医療機関等情報化補助業務」の下に「及び支払基金連結情報提供業務」を加え、同条を第二十八条とする。

第二十六条中「医療機関等情報化補助業務」の下に「及び支払基金連結情報提供業務」を加え、同条を第二十七条とする。

第二十五条中「医療機関等情報化補助業務」の下に「及び支払基金連結情報提供業務」を、「区分して、」の下に「それぞれ」を加え、同条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「前条各号に掲げる業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）」を「前条の規定により行う同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）並びに同条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「支払基金連結情報提供業務」という。）」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「支払基金」に改め、同条第一号中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する業務

第二十三条を第二十四条とする。

第四章の章名中「医療機関等情報化補助業務」を「業務」に改め、同章を第五章とする。

第三章中第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とする。

第二十条第二項中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条を第十七条とし、第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の分析等の推進

第十二条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十七条の規定により厚生労働大臣から委託を受けて同法第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報（以下この項において「医療保険等関連情報」という。）を収集する者、介護保険法第百十八条の十の規定により厚生労働大臣から委託を受けて同法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報（以下この項において「介護保険等関連情報」という。）を収集する者その他の保健医療等情報（法律の規定に基づき調査若しくは分析又は利用若しくは提供が行われる医療保険等関連情報、介護保険等関連情報その他の情報であってその調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報をいう。以下この項において同じ。）を収集する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「連結情報照会者」という。）は、保健医療等情報を正確に連結するため、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、当該保健医療等情報に係る医療保険被保険者番号等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号及び高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等をいう。次項において同じ。）を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

２　支払基金又は連合会は、前項の規定による求めがあったときは、連結情報照会者に対し、健康保険法第二百五条の四第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、船員保険法第百五十三条の十第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合法第百十四条の二第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、国民健康保険法第百十三条の三第一項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）又は高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第一項の規定により委託を受けて行う電子資格確認（健康保険法第三条第十三項、船員保険法第二条第十二項、国家公務員共済組合法第五十五条第一項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第三十六条第三項、地方公務員等共済組合法第五十七条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第三項に規定する電子資格確認をいう。）の事務に係る医療保険被保険者番号等を利用し、前項の厚生労働省令で定める情報を提供することができる。

３　前項の規定により情報の提供を受ける連結情報照会者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を支払基金又は連合会に納めなければならない。

附則第一条の二第一項中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「前条各号」を「（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）並びに」に、「前条各号及び附則第一条の二第一項各号」を「並びに附則第一条の二第一項の規定により行う同項各号に掲げる業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）並びに前条の規定により行う」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

附則第六条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「新法第四十条第二項第一号」を「社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号」に改める。